## 税務訴訟資料 第264号-195 (順号12576)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 課税処分 取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国 (川越税務署長)

平成26年12月18日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成26年7月2日判決、本資料264 号-117・順号12498)

(第一審・さいたま地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成25年12月25日判決、本資料263号-240・順号12364)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項 所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実 質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に 該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年12月18日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白木 勇

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

## 当事者目録

上告人兼申立人 甲

同訴訟代理人弁護士 斉藤 潤

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 上川 陽子

同指定代理人 大西 篤史